

四万十町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（平成18年四万十町条例第53号）

改正後	改正前
附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 （法附則第15条<u>等</u>の条例で定める割合） 第10条の2 （略） <u>2 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u> （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の町民税の税率の特例等） 第23条 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u> 第24条 <u>第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u> <u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u>	附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。 （法附則第15条_____の条例で定める割合） 第10条の2 （略） （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の町民税の税率の特例等） 第23条 （略）

第2条による改正（平成18年四万十町条例第53号）

改正後	改正前
附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 （法附則第15条等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第24条 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</u> 第25条 所得割の納税義務者が、<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</u> 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u>	附 則 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 （法附則第15条等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 <u>法附則第62条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第24条 （略）